

1 国 税 収 入 の 累 年 比 較

区 分	10		11		12		13		14		15		16		17		18		19	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
直 接 税	303,388	59.3	281,289	57.2	323,193	61.3	297,396	59.5	257,890	56.3	254,726	56.1	279,856	58.2	315,411	60.3	348,784	62.8	344,070	62.4
所 得 税	169,961	33.2	154,468	31.4	187,889	35.6	178,065	35.6	148,122	32.3	139,146	30.7	146,705	30.5	155,859	29.8	145,700	26.2	165,450	30.0
(内源泉分)	137,658	26.9	126,186	25.6	158,785	30.1	150,301	30.1	122,492	26.7	113,926	25.1	121,846	25.3	129,558	24.8	118,810	21.4	133,070	24.2
(内申告分)	32,304	6.3	28,282	5.7	29,104	5.5	27,764	5.6	25,631	5.6	25,220	5.6	24,859	5.2	26,301	5.0	26,890	4.8	32,380	5.9
法 人 税	114,232	22.3	107,951	21.9	117,472	22.3	102,578	20.5	95,234	20.8	101,152	22.3	114,437	23.8	132,736	25.4	158,090	28.5	163,590	29.7
法 人 特 別 税	-	-	-	-	1	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
相 続 税	19,156	3.7	18,853	3.8	17,822	3.4	16,745	3.4	14,529	3.2	14,425	3.2	14,465	3.0	15,657	3.0	14,900	2.7	15,030	2.7
地 価 税	39	0.0	17	0.0	9	0.0	8	0.0	5	0.0	3	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
特 別 会 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,249	0.9	11,159	2.1	30,094	5.4	-	-
間 接 税 等	208,590	40.7	210,850	42.8	204,016	38.7	202,288	40.5	200,552	43.7	198,968	43.9	201,173	41.8	207,491	39.7	206,359	37.2	206,883	37.6
酒 税	18,983	3.7	18,717	3.8	18,164	3.4	17,654	3.5	16,804	3.7	16,842	3.7	16,599	3.5	15,853	3.0	15,720	2.8	14,950	2.7
消 費 税	100,744	19.7	104,471	21.2	98,221	18.6	97,671	19.5	98,115	21.4	97,128	21.4	99,743	20.7	105,834	20.2	104,850	18.9	106,450	19.3
た ば こ 税	10,462	2.0	9,050	1.8	8,755	1.7	8,614	1.7	8,441	1.8	9,032	2.0	9,097	1.9	8,867	1.7	9,400	1.7	9,260	1.7
揮 発 油 税	19,982	3.9	20,707	4.2	20,752	3.9	20,981	4.2	21,263	4.6	21,821	4.8	21,910	4.6	21,676	4.1	21,560	3.9	21,350	3.9
石 油 ガ ス 税	144	0.0	144	0.0	142	0.0	140	0.0	142	0.0	143	0.0	143	0.0	142	0.0	140	0.0	140	0.0
航 空 機 燃 料 税	901	0.2	872	0.2	880	0.2	883	0.2	901	0.2	909	0.2	880	0.2	886	0.2	870	0.2	930	0.2
石 油 石 炭 税	4,767	0.9	4,859	1.0	4,890	0.9	4,718	0.9	4,634	1.0	4,783	1.1	4,803	1.0	4,931	0.9	4,760	0.9	5,330	1.0
取 引 所 税	190	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
有 価 証 券 取 引 税	1,726	0.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自 動 車 重 量 税	8,165	1.6	8,431	1.7	8,507	1.6	8,536	1.7	8,480	1.8	7,671	1.7	7,488	1.6	7,574	1.4	7,370	1.3	7,160	1.3
関 税	8,687	1.7	8,102	1.6	8,215	1.6	8,518	1.7	7,936	1.7	8,029	1.8	8,177	1.7	8,857	1.7	9,060	1.6	9,290	1.7
と ん 税	86	0.0	87	0.0	88	0.0	86	0.0	87	0.0	88	0.0	90	0.0	91	0.0	90	0.0	90	0.0
電 源 開 発 促 進 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,460	0.6
そ の 他	10	0.0	1	0.0	1	0.0	△ 3	-	-	-	1	0.0	3	0.0	-	-	-	-	-	-
印 紙 収 入	16,084	3.1	15,615	3.2	15,318	2.9	14,288	2.9	13,638	3.0	11,651	2.6	11,350	2.4	11,688	2.2	12,170	2.2	12,190	2.2
特 別 会 計	17,659	3.4	19,794	4.0	20,084	3.8	20,203	4.0	20,110	4.4	20,870	4.6	20,890	4.3	21,092	4.0	20,369	3.7	16,283	3.0
合 計	511,977	100.0	492,139	100.0	527,209	100.0	499,684	100.0	458,442	100.0	453,694	100.0	481,029	100.0	522,902	100.0	555,143	100.0	550,953	100.0

(注) 1 平成17年度までは決算額であり、平成18年度は補正後予算額であり、平成19年度は当初予算額である。

2 石油石炭税については、平成15年度に名称が石油税から改められた。

3 取引所税及び有価証券取引税は、平成10年度で廃止された。

4 電源開発促進税は平成19年度は一般会計に組み入れた。

5 単位未満を四捨五入したため、端数に不突合がある。

2 酒 税 収 入 の 累 年 比 較

年 度	国 税 収 入		酒 税 収 入			間 接 税 比 率
	総 額	対 前 年 比	収 入 額	対 前 年 比	対 国 税 収 入	
	億 円	%	億 円	%	%	%
昭和						
15	42	—	3	—	6.7	30.5
20	115	—	11	—	9.7	30.3
25	5,702	—	1,054	—	18.4	43.0
30	9,364	—	1,605	—	17.1	48.6
35	18,010	—	2,485	—	13.8	45.7
40	32,785	—	3,529	—	10.8	40.8
45	77,733	120.5	6,136	110.0	7.9	33.9
50	145,042	92.1	9,140	108.7	6.3	30.7
55	283,688	113.7	14,243	97.5	5.0	28.9
56	304,551	107.4	16,639	116.8	5.5	29.9
57	320,031	105.1	17,713	106.5	5.5	29.2
58	341,621	106.7	18,126	102.3	5.3	29.0
59	367,748	107.6	18,600	102.6	5.1	28.5
60	391,502	106.5	19,315	103.8	4.9	27.2
61	428,510	109.5	19,725	102.1	4.6	26.9
62	478,068	111.6	20,815	105.5	4.4	26.7
63	521,938	109.2	22,021	105.8	4.2	26.8
平成元	571,361	109.5	17,861	81.1	3.1	25.8
2	627,798	109.9	19,350	108.3	3.1	26.3
3	632,110	100.7	19,742	102.0	3.1	26.7
4	573,964	90.8	19,610	99.3	3.4	29.3
5	571,142	99.5	19,524	99.6	3.4	30.6
6	540,003	94.5	21,127	108.2	3.9	33.4
7	549,630	101.8	20,610	97.6	3.8	33.9
8	552,261	100.5	20,707	100.5	3.7	34.7
9	556,003	100.7	19,619	94.7	3.5	36.6
10	511,975	92.1	18,983	96.8	3.7	40.7
11	492,138	96.1	18,717	98.6	3.8	42.8
12	527,209	107.1	18,164	97.0	3.5	38.7
13	499,684	94.8	17,654	97.2	3.5	40.5
14	458,442	91.7	16,804	95.2	3.7	43.7
15	453,694	99.0	16,842	100.2	3.7	43.9
16	481,029	106.0	16,599	98.6	3.5	41.8
17	522,902	108.7	15,853	95.5	3.0	39.7
18	555,143	106.2	15,720	99.2	2.8	37.2
19	550,953	99.2	14,950	95.1	2.7	37.6

(注) 本表は、国税のみについて作成したが、国税には、地方道路税及び特別とん税等を含み、平成17年度までは決算額、平成18年度は補正後予算額、平成19年度は当初予算額である。

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年次	事項
明治 4 年 7 月	・清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定
明治 8 年 2 月	・酒類税則の制定
明治 13 年 9 月	・酒造税則の制定
明治 26 年 4 月	・酒精営業税法の制定
明治 29 年 3 月	・酒造税法の制定
明治 34 年 10 月	・酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明治 34 年 12 月	・麦酒税法の制定
明治 38 年 1 月	・酒造組合法の制定
昭和 13 年 4 月	・酒類販売業が免許制度となる
昭和 14 年 3 月	・酒類の価格が統制価格となる
昭和 15 年 3 月	・酒税法の制定(造石税、庫出税の併課)
昭和 16 年 11 月	・酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭和 18 年 4 月	・庫出税に級別差等課税制度を採用 ・酒類業団体の制定
昭和 19 年 4 月	・造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭和 22 年 3 月	・酒類業団体の制定を酒類業組合法に改正
昭和 23 年 7 月	・酒類業組合法の廃止
昭和 24 年 6 月	・国税庁が発足
昭和 28 年 2 月	・酒税法(現行法)の制定 ・酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(酒類業組合法・現行法)の制定
昭和 35 年 10 月	・統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭和 37 年 4 月	・酒税法の大幅改正(酒類の種類分類の改正、従価格制度の採用、申告納税制度の採用)
昭和 39 年 6 月	・基準販売価格制度の廃止(自由価格となる)
昭和 42 年 6 月	・登録免許税法の制定(酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税)
平成 元年 4 月	・酒税法等の大幅改正(級別制度の廃止、従価格制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設)
平成 6 年 4 月	・酒税法の一部改正(ビールの製造免許にかかる最低製造数量基準の引下げ等)
平成 9 年 10 月	} 酒税法の一部改正(WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し)
平成 10 年 5 月	
平成 12 年 12 月	・酒税法の一部改正(酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加)
平成 15 年 4 月	・酒税法の一部改正(酒類等の検定制度の廃止等)
平成 15 年 7 月	・酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定(時限立法)
平成 15 年 9 月	・酒税法及び酒類業組合法の一部改正(免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設)
平成 18 年 5 月	・酒税法等の一部改正(酒類の税率適用分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正)